

平成十八年十月十七日受領
答弁第四八号

内閣衆質一六五第四八号

平成十八年十月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省国際情報統括官組織における専門分析員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省国際情報統括官組織における専門分析員に関する質問に対する答弁書

一について

専門分析員は、国際情勢に関する情報の分析等に係わる事務を補助する者である。

二について

平成十八年十月十一日現在、国際情報官の下で計十四名の専門分析員が勤務している。専門分析員の氏名及び業務について、その具体的な内容を述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

三について

国際情報統括官は、外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）第十四条に規定する国際情勢に関する情報の収集及び分析等の事務をつかさどることとされている。御指摘のインテリジェンスの意味は必ずしも明らかではないが、外務省が行っている情報の収集の内容等について具体的に述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

四から六までについて

専門分析員は、非常勤の国家公務員とされており、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第三条の規定により外務公務員に適用される国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条第一項の規定が適用され、職務上知ることのできた秘密について守秘義務を負う。専門分析員は、職務の遂行に必要な場合に、秘密に指定された文書を開覧することがある。この点に関し、外務省として、秘密保全上の問題があるとは考えていない。